

令和 8 年 6 月 2 5 日
環 境 局

低公害・低燃費車の導入義務制度の改正について御意見を募集します

東京都は、自動車使用による環境負荷の低減を目的に、自動車を多く使用している事業者に対して、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例及び同施行規則により、一定割合以上の低公害・低燃費車を導入することを義務付けています。

今年度末で現行制度の達成期限を迎えることから、有識者による検討会を設置し、今後の方向性について検討を行ってきました。

このたび、別紙のとおり改正案をとりまとめましたので、下記のとおり広く都民や事業者の皆様から御意見を募集します。

記

1 意見募集対象

低公害・低燃費車の導入義務制度の改正について【別紙 1】

2 検討の状況

自動車環境管理計画書制度等改正に係る検討会のホームページ（※）から、資料を確認できます。

※ <https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/sgw/newplan/committee/>



こちらの二次元コードからアクセスできます。

3 意見募集期間

令和 8 年 6 月 25 日（木曜日）から同年 7 月 24 日（金曜日）まで

4 御意見の提出方法

Web 又は郵送により御提出ください。

(1) Web による提出

提出フォーム（※）から御提出ください。

※ <https://logoform.jp/form/tmgform/1628829>



こちらの二次元コードからアクセスできます。

(2) 郵送による提出（7 月 24 日（金曜日）必着）

提出様式【別紙 2】に記入し、以下の提出先まで御郵送ください。

・提出先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都環境局環境改善部自動車環境課 宛

5 留意事項

- (1) 御意見は日本語で記載してください。
- (2) お寄せいただいた御意見は、個人情報（氏名、住所等）を除き、公表する場合があります。非公表を御希望の場合は、必ずその旨を御記入ください。また、公表に当たり、御意見を要約する場合があります。
- (3) 頂いた御意見に対する個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

本件は、「[2050 東京戦略](#)」を推進する事業です。

戦略20 ゼロエミッション

「ゼロエミッションモビリティの普及拡大」「気候変動適応策の強化」



▲2050 東京戦略

2050東京戦略
～東京 もっとよくなる～

【問合せ先】

<自動車環境管理計画書について>

東京都環境局環境改善部自動車環境課 規制監察担当
03-5388-3510 (直通)

<特定低公害・低燃費車について>

東京都環境局環境改善部自動車環境課 自動車対策担当
03-5388-3462 (直通)

低公害・低燃費車の導入義務制度の改正について

1 制度の概要

- 東京都は、自動車使用による環境負荷の低減を目的に、自動車を多く使用している事業者に対して、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例及び同施行規則により、一定割合以上の低公害・低燃費車を導入することを義務付けている。
- 平成 13 年度に制度を開始し、5 年ごとに期限の設定と義務率等の見直しを行っており、現在、令和 4 年度から開始した第 5 期の最終年度となっている。なお、第 5 期末までに、概ね全ての事業者が達成見込みである。

【現行制度の概要】

事 項	内 容
対象	①事業者 都内で 200 台以上の自動車を使用する事業者（島しょは除く。） ②車両 普通自動車、小型自動車及び軽自動車 （二輪自動車、大型・小型特殊自動車、被けん引自動車を除く。）
義務内容	①特定低公害・低燃費車 ・使用台数のうち 30%以上の特定低公害・低燃費車 ^{※1} を導入 ・導入率算定に当たっては、燃料電池自動車及び電気自動車は 1 台を 3 台に、プラグインハイブリッド自動車は 2 台に換算 ②乗用車 ^{※2} における非ガソリン車 ^{※3※4} ・使用台数のうち 20%以上の非ガソリン車を導入 ・導入率算定に当たっては、燃料電池自動車、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車は 2 台に換算 達成期限は、令和 9（2027）年 3 月 31 日まで
勧告・公表	・特定低公害・低燃費車の導入を怠り、導入義務率未達成の場合 は、必要な措置をとるように勧告 ・勧告に従わない場合は、違反者を公表

※ 1 特定低公害・低燃費車：知事が定める排出ガス基準・燃費基準（別表 1）を満たした低公害・低燃費車

※ 2 軽乗用車は除く。

※ 3 乗用車タイプをベースにした特種用途自動車を含む。

※ 4 非ガソリン車：特定低公害・低燃費車に該当する、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車が対象

別表 1

現行（主要な燃料）		
自動車の種別	排出ガス基準	燃費基準
乗用車 (ガソリン)	H17年基準 75%低減 又は H30年基準 75%低減	R2年度基準 120%達成
軽量車 (貨物車・乗合車) (ガソリン)	H17年基準 75%低減 又は H30年基準 75%低減	H27年度基準125%達成
中量車 (貨物車・乗合車) (ガソリン)	H17年基準 75%低減 又は H30年基準 75%低減	H27年度基準 110%達成
	H17年基準 50%低減 又は H30年基準 50%低減	H27年度基準115%達成
重量車 (貨物車・乗合車) (軽油)	H28年規制適合 又は NOx0.63g/kWh 以下、 PM0.007g/kWh 以下 (JE05)	H27年度基準110%達成 又は R7年度基準95%達成 (GVW3.5～7.5t)
		H27年度基準105%達成又 は R7年度基準90%達成 (GVW7.5t 超)

2 制度改正の方向性

(1) 背景

- 「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」に掲げた温室効果ガス削減の達成に向けて、自動車からのCO₂削減に資する非ガソリン車等の普及の取組を加速させていく。
- 東京の大気環境は改善されてきているが、PM2.5や光化学オキシダントなど対策が必要なものも残されており、低公害車の更なる普及を進めていく。
- 石油のみに頼らない社会の実現や災害時のレジリエンス強化の観点から、EV等の導入を更に促進していく。

(2) 改正内容

市場における販売動向や各事業者における今後の導入見込み等を踏まえて、以下のとおり改正する。

事項		改正案
達成期限		令和14(2032)年3月31日まで(5年間)
義務内容	特定低公害・低燃費車	▶使用台数に占める特定低公害・低燃費車の導入義務率 現行 30% ➡ 改正案 40%
	乗用車における非ガソリン車	▶使用台数のうち乗用車に占める非ガソリン車の導入義務率 現行 20% ➡ 改正案 50% ▶電気自動車及び燃料電池自動車の換算率 現行 1台を2台 ➡ 改正案 1台を3台
特定低公害・低燃費車の該当要件(主要な燃料)		▶排出ガス基準：エコカー減税要件を準用 ▶燃費基準：エコカー減税要件をベースに市販車におけるトップランナーを考慮して設定 ▶自動車の種別：要件合致車が少ない、軽乗用車、乗合車(バス)について区分を独立 ※詳細は別表2参照

別表 2

改正案(主要な燃料)			
自動車の種別		排出ガス基準	燃費基準
乗用車(ガソリン)		H30 年基準 50%低減	R12 年度基準100%達成
軽乗用車(ガソリン)		H30 年基準 50%低減	R12 年度基準 85%達成
軽量車 (ガソリン)	(貨物車)	H30 年基準 50%低減	R4 年度基準 100%達成
	(乗合車)	H30 年基準 50%低減	R12 年度基準 75%達成
中量車 (ガソリン)	(貨物車)	H30 年基準 50%低減	R4 年度基準 100%達成
	(乗合車)	H30 年基準 50%低減	R12 年度基準 75%達成
重量車 (軽油)	(貨物車)	H28 年規制適合	R7年度基準 105%達成
	(乗合車)	H28 年規制適合	R7年度基準 100%達成

3 今後のスケジュール (予定)

- 令和 8 年 6 月～7 月 パブリックコメント実施
- 8 月 検討会開催 (パブリックコメントを踏まえた改正案検討)
- 10 月 環境確保条例施行規則 改正
- 10 月～ 事業者への説明・周知
- 令和 9 年 4 月 改正環境確保条例施行規則 施行

参考資料

1 義務内容の変遷

対象期間（年度）	H13～17	H18～22	H23～27	H28～R3※	R4～8
特定低公害・低燃費車	5%（低公害車）		5%	15%	30%
乗用車における 非ガソリン車	義務なし				20%

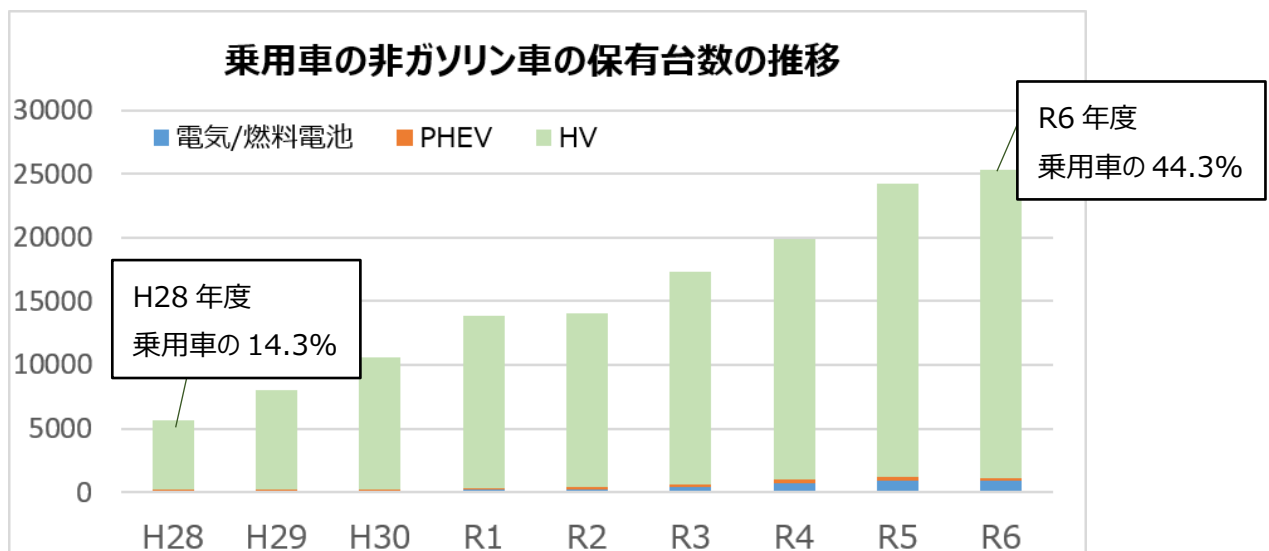
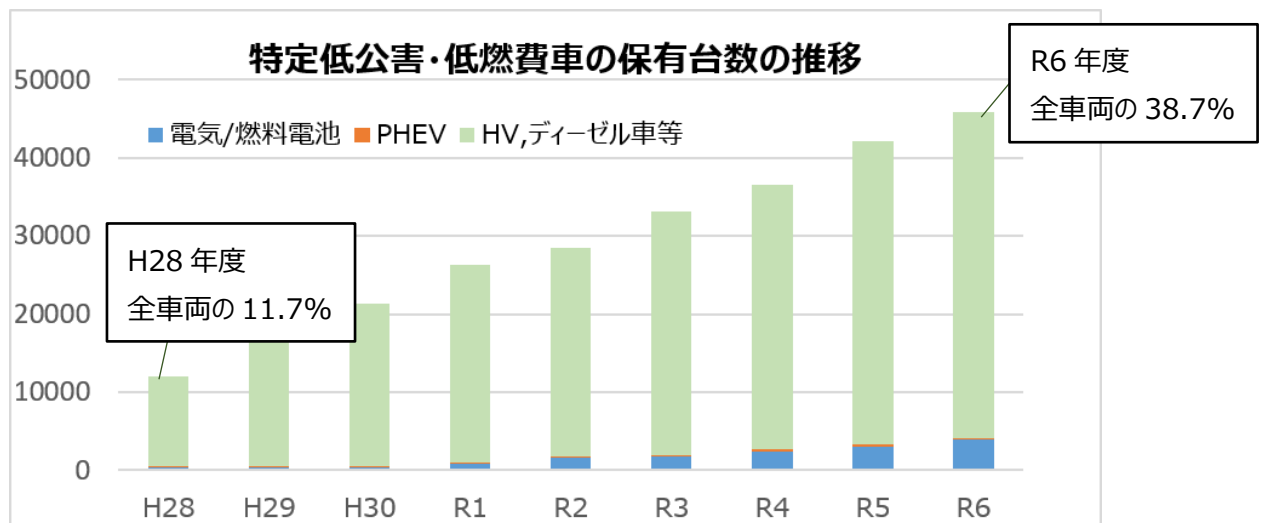
※ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により1年間延長

2 現状

- 各導入義務については、令和6年度末現在、特定低公害・低燃費車は約7割、乗用車における非ガソリン車は約8割の事業者が達成済みとなっている。

【特定低公害・低燃費車及び乗用車における非ガソリン車の導入状況】

※令和6年度の導入義務対象者のうち、平成28年度から継続して実績報告書を提出している152者分を集計



3 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例・同施行規則抜粋

● 低公害・低燃費車の導入義務（条例第 35 条）

自動車の使用者(自動車の賃貸等を業とする者にあつては、所有者とする。)のうち規則で定める自動車を規則で定める台数以上事業の用に供する者は、次に掲げる区分の割合を、それぞれ規則で定める割合以上としなければならない。

- 一 事業の用に供する自動車の台数に対する低公害・低燃費車(知事が別に定める自動車に限る。次号において「特定低公害・低燃費車」という。)の台数の割合
- 二 事業の用に供する自動車のうち規則で定める乗用車の台数に対する特定低公害・低燃費車のうち知事が別に定める乗用車の台数の割合

● 低公害・低燃費車の導入義務者の規模（施行規則第 17 条）

条例第三十五条に規定する規則で定める自動車は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第三条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車及び被けん引自動車を除くものとする。

- 2 条例第三十五条に規定する規則で定める台数は、二百台とする。
- 3 条例第三十五条第一号に規定する割合に係る規則で定める割合は、特定低公害・低燃費車のうち排出ガスを発生しないか、又は排出ガスの発生量が特に少なく、かつ、燃費性能が特に高いものとして知事が別に定める自動車に換算した場合において、三十パーセントとする。
- 4 条例第三十五条第二号に規定する規則で定める乗用車は、第一項の自動車のうち軽自動車を除いたものであって、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの(これを改造した特種の用途に供するものを含む。)とする。
- 5 条例第三十五条第二号に規定する割合に係る規則で定める割合は、特定低公害・低燃費車のうち排出ガスを発生しないか、又は排出ガスの発生量が特に少なく、かつ、燃費性能が特に高いものとして知事が別に定める乗用車に換算した場合において、二十パーセントとする。

4 これまでの検討状況

低公害・低燃費車の導入義務制度見直し等について専門的見地からの意見を聞くため、有識者による検討会を開催

開催日時	主な議題
第1回 (令和7年12月5日)	○低公害・低燃費車の導入義務制度及び自動車環境管理計画書制度の現状及び見直しの方向性
第2回 (令和8年3月30日)	○低公害・低燃費車の導入義務制度の見直し案 ・特定低公害・低燃費車の基準 ・換算率及び導入義務率 ○自動車環境管理計画書制度の見直し案
第3回 (令和8年5月14日)	○低公害・低燃費車の導入義務制度の見直し案 ・換算率及び導入義務率 ○自動車環境管理計画書制度の見直し案

【検討会委員（令和8年6月25日現在）】

◎座長 五十音順、敬称略

氏名	役職名等
黒坂 達也	慶應義塾大学大学院 X Dignity センター 副代表
齊藤 実	神奈川大学 名誉教授
◎ 大聖 泰弘	早稲田大学 名誉教授
松村 恵理子	同志社大学 理工学部機械システム工学科教授
三重野 真代	東京大学公共政策大学院 交通・観光政策研究ユニット特任准教授
森川 多津子	一般財団法人 日本自動車研究所 主席研究員

「低公害・低燃費車の導入義務制度の改正」への意見

【氏名等】

①個人の場合

氏名	
職業等 (該当する番号に○) ※学生や非就業者等、該当する選択肢の無い方は「その他」を選択してください。	1.製造業（自動車メーカー） 2.製造業（自動車メーカーを除く） 3.運輸業（貨物） 4.運輸業（旅客） 5.物品賃貸業（レンタカー、カーシェア） 6.卸売・小売業（自動車販売業） 7.卸売・小売業（自動車販売業を除く） 8.その他
住所 ※区市町村名まで	

②法人の場合

法人・団体名	
業種等 (該当する番号に○)	1.製造業（自動車メーカー） 2.製造業（自動車メーカーを除く） 3.運輸業（貨物） 4.運輸業（旅客） 5.物品賃貸業（レンタカー、カーシェア） 6.卸売・小売業（自動車販売業） 7.卸売・小売業（自動車販売業を除く） 8.その他
所在地 ※区市町村名まで	

